ほっかいどうの社会保障

2009年10月25日

北海道社会保障推進協議会

「平成21年度第2回北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会」傍聴報告

10月23日に、道広域連合運営協議会が開かれました。今回の協議会は、11月16日に行われる広域連合 議会に先立って開催されました。会議の内容についてお知らせします。

【広域連合事務局からの報告の概要】

- 当日の議題 1,平成20年度各会計決算について
- 1, 平成20年度各会計決算について 3, 平成21年度広報事業計画について 2, 平成21年度補正予算の概要について 4, 平成22年度予算編成について
- 5, 平成22・23年度保険料の仮保険料率について
- 6,収納対策について

- 7, 医療費通知等の今後の取り扱いについて
- 8, 平成20年度広域連合事業の実績について

《村山英彦広域連合事務局長挨拶》

9月に、三党連立政権が制度の廃止を決めたが、厚労省からは一切通知がない。 大臣発言で把握している範 囲で、廃止は24年度末で老人保健制度に戻さずに新制度にすることや新保険料の増額分は抑制することなど。 しかし、概算要求では事項要求となっており、額は示されていない。年末年始には整理されるのだろう。負担 の軽減策も事項要求となっている。不安なことは財務相の発言で事項要求は、ほとんど通らないと言っており、 どうなるか心配している。来年度予算で明らかになってくるだろう。

《議題4. 平成22年度予算編成について》

平成方針、「平成22年度の予算編成にあたっては、国において確定していない施策もあるが、**原則として現** 行制度に基づき新年度の予算編成を行いつつ、国の予算編成過程における検討状況を踏まえて対応する」 (現時点では、具体的案は示せず)

委員とのやりとり

- ◆ 今年度の軽減策は継続で考えているのか。保険料を上げない裁量は?→軽減策は現行のまま。保険料は 給付費に基づくので裁量はない。
- 診療報酬改訂は見込んでいるのか?→国の状況が判らないので現状として。

《議題5. 平成22・23年度保険料の仮保険料率について》

保険料率算定事務の流れを説明。

- ・均等割と所得割の賦課割合(現在50:50)は試算が行えない状況のため未確定。
- 算定の基となる賦課総額は増額となる見込み

要因として、 ○給付月数が23ヶ月から24ヶ月になる ○給付費の自然増

○診療報酬の改訂

○高齢者負担率の増加

- ・必要数値等が確定するのは、平成22年度国家予算の決定後となるため、12月下旬から1月初旬の予定
- ・平成22年1月中旬を目途に新保険料率を決定したい。

委員とのやりとり

■ 間に合うのか?→概算要求期限が10月となったので判らない面がある。今回のスケジュールは例年通 りの当てはめで示している。何らかの数字が示されることを期待している。

《議題6. 収納対策について》

短期保険証を発行した(8月1日~964件、9月1日~859、10月1日現在~756)が、更新期日が 平成22年2月なので、短期証の更新及び**資格証明書の交付を予定**している。

資格証明書の運用基準を市町村との調整で策定した。

→ と説明した後で、

本日午前、長妻大臣が資格証明書の発行を止めると言明した。取り扱いについてどうするのか問い合わせる が、今、説明したこと(資格書明書の交付、運用基準の適用)を凍結する。

- 未納者の理由は一律ではない、類型別に決め細かい対応が必要だ。経済的な理由も多いのではないか。
- 滞納処分と保険証の交付は別だ。短期保険証も含めて発行すべきではない。東京などいくつかの県では、 1件も発行していない。→短期保険証は、相談機会を増やすことが目的で、処分ではない。

《議題7. 医療費通知の今後の取り扱いについて》

対象者全員に対する年2回の発行から希望者のみに発行する方式に改める。年間5,000万円の節減となる。

国の具体的対応が判らない状況で、現場での困惑と混乱ぶりが際だった会議でした。